

相談機関・窓口

相談機関	電話番号	相談時間
札幌市配偶者暴力相談センター	011-728-1234	月～金/8:45～20:00 土日祝/11:00～17:00(年末年始を除く)
札幌市各区 保健福祉部 健康・子ども課	中央	011-205-3354
	北	011-757-2564
	東	011-711-3215
	白石	011-861-0336
	厚別	011-895-2512
	豊平	011-822-2473
	清田	011-889-2051
	南	011-522-5785
	西	011-621-4242
	手稲	011-688-8597
北海道立女性相談支援センター	011-666-9955	月～金/9:00～17:00 17:30～20:00 土日祝/9:00～18:00(年末年始を除く)
北海道子ども家庭支援課	011-221-6780	月～金/9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)
石狩振興局社会福祉課	011-232-4760	月～金/9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)
北海道警察本部警察相談センター	011-241-9110 (または#9110)	24時間対応(相談電話)
女性の人権ホットライン	0570-070-810	月～金/8:30～17:15
法テラス札幌	050-3383-5555	月～金/9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)
犯罪被害者支援ダイヤル(法テラス)	0120-079-714	月～金/9:00～21:00 土 曜/9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)
女のスペース・おん	011-215-0512	月～金/10:00～17:00(祝日・年末年始を除く)
札幌弁護士会法律相談センター	011-251-7730 (予約電話)	月～金/10:00～12:00 (祝日を除く) 13:00～16:00
新さっぽろ法律相談センター	011-896-8373	月～金/10:00～12:00 13:00～16:00 (祝日・サンピアザ定休日除く)

緊急に避難したいときは

- 月～金(8:45～17:15)は、最寄りの区役所の健康・子ども課へ相談してください。
- 身に危険が迫っているときは、110番するか、最寄りの警察署等に助けを求めてください。

とっさの場合に持ち出すもの

- 現金(常に身につけておく)
- 本人名義の預金通帳と印鑑
- キャッシュカード
- 健康保険証またはそのコピー
- マイナンバーカード
- 運転免許証などの身分証明書
- 外国籍の場合はビザ・パスポート
- 調停や裁判での証拠類(診断書、写真、日記、記録など)
- 母子手帳
- 年金手帳
- 常備薬
- 処方箋
- 家の鍵
- 携帯電話
- 子どもの教科書
- 着替え など

発行: 札幌市市民文化局男女共同参画室

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
TEL:011-211-2962 FAX:011-218-5164
E-mail: danjo@city.sapporo.jp
http://www.city.sapporo.jp/shimin/danjo/



デートDVなどについて
知りたいときは
ティーンズ・ナビさっぽろ
http://teens-sapporo.jp
(スマートフォン対応)



さっぽろ市
02-004-24-1327
R6-2-957

..... DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です!

STOP! DV

DOMESTIC VIOLENCE

ドメスティック バイオレンス

配偶者やパートナーとの関係に
悩んでいませんか?



札幌市

DV(ドメスティックバイオレンス)とは?

DVとは、配偶者やパートナーからの暴力で、あらゆる暴力で相手を支配しようとする行為をいいます。

身体的暴力

- 殴る・ける・たたく
- 物を投げ付ける
- 首を絞める
- 突き飛ばす など

精神的暴力

- 大声でどなる、暴言を吐く
殴るまねなどで脅す
- 無視する
- 説教をする、ばかにする など

相手の心や体を傷つける行為はすべて暴力です

社会的暴力

- 行動を監視する
- 親戚や友人などの付き合いを制限する
- 電話やメールの内容をチェックするなど

性的暴力

- 性行為を強要する
- 避妊に協力しない
- 無理やりポルノを見せる など

経済的暴力

- 生活費を渡さない
- 生活費の使い道を細かく管理する
- 外で働くことを禁じる
- 借金をさせるなど

DVのサイクル

多くの場合、DVには「緊張期」「爆発期」「ハネムーン期」のサイクル(周期)があり、何度も繰り返されると言われています。



加害者が被害者に優しくなるのは、被害者が離れていくのを防ぐためです。このとき被害者は、もしかしたら暴力が無くなるかもしれないと期待を抱き、逃げるタイミングを失います。このサイクルが何度も繰り返されると、被害者は「離れることはできない」と思うようになり、支配・被支配の関係は、ますます強化されてしまいます。

**暴力の後の優しさを本当の優しさとは勘違いせずに、
今すぐ相談しましょう!**

DVは身近な問題です

女性の約4人に1人、男性の約5人に1人が被害に遭っています

男性
22.0%

女性
27.5%

DVに関する疑問



DVと夫婦ゲンカ、何が違うの？

ゲンカはお互いが対等の立場で意見をぶつけ合う一時的なものです。DVはどちらかから**一方的に継続して振るわれる暴力**で、その間には支配と従属の関係があります。暴力を受けている立場の弱い人は自分の意見を言うことができず、何をするにも相手の許可を必要とし、自由がありません。



暴力を振るわれる自分にも非があるから…



どのような場合であっても、暴力を振るわれていい人はいません。信頼している人からの暴力は人の心を傷つけ、気持ちを混乱させます。被害者はその混乱の中で、恐怖によって相手に支配されていってしまうのです。加害者は自分の行為を正当化しますが、暴力を振るう加害者に問題があります。



どうして別れられないの？

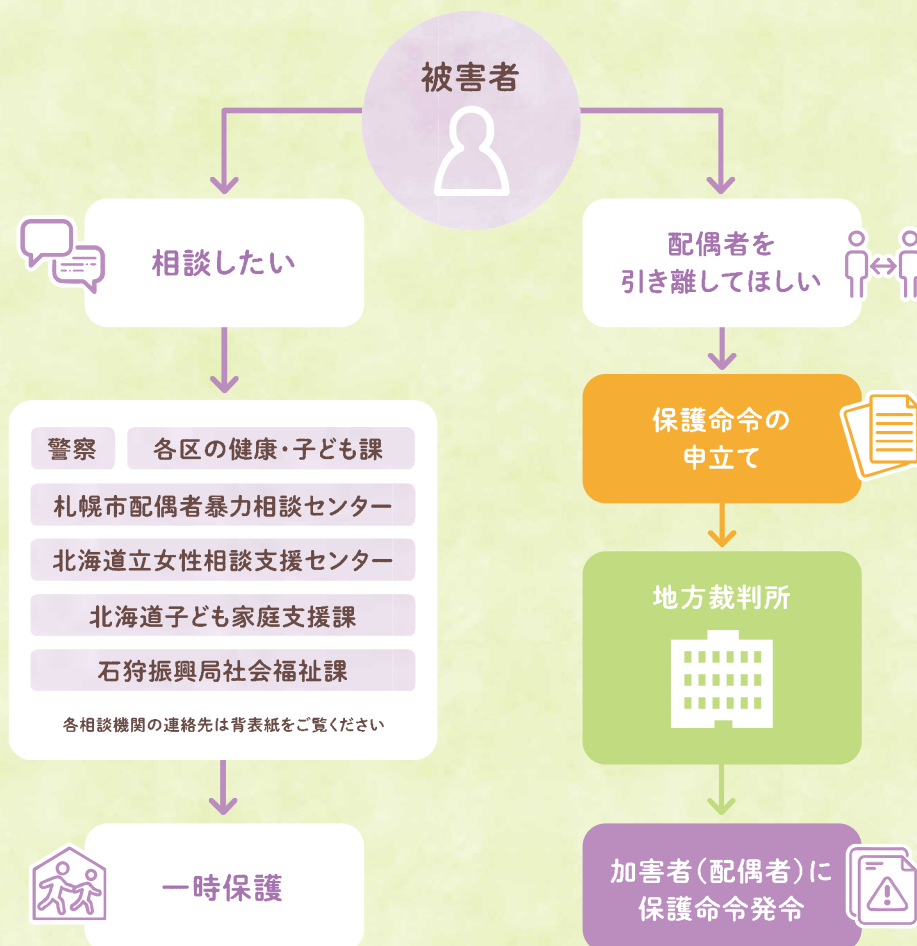
被害者は今後の生活や子どものことを考えたり、別れようとするときにさらに暴力を振るわれるかと思ったりして、ずっと悩んでいます。また、暴力を振るわれ続けることによって、自分に自信がなくなったり、これが普通だと思い込んでしまったり、相手がいつか反省して暴力がなくなるのではと期待することもあるので、なかなか決断できません。



配偶者暴力防止法(DV防止法)とは？

配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するために制定された法律です。この法律に基づき、被害者支援のため、さまざまな取り組みが行われています。

被害者支援の流れ



DVの影響

身体に対する暴力は、後遺症が残ったり、生命に危険が及んだり、体験した暴力が繰り返し思い出され、日常生活に支障が出ることもあります。

・骨折
・あざ
・切り傷
・やけど



・不眠
・うつ状態
・PTSD
(心的外傷後
ストレス障害)

子ども
への影響



児童虐待防止法では、家庭内におけるDVの目撃や、児童に著しい心理的外傷を与える言動などは、児童虐待にあたるとされています。

相談されたら…

「どうして殴られたの」「別れればいいのに」など、被害者を責めるような言い方はせず、本人に寄り添って話を聞きましょう。



このパンフレットに
掲載されている相談機関に
連絡するよう
アドバイスしてください

保護命令制度

- 保護命令制度とは、地方裁判所が、被害者の申立てにより、相手配偶者に対し、一定の行為を禁止する命令を発令する制度です。
- 保護命令に違反したものは、2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処されることとされています。

被害者・被害者の子への

- 接近禁止命令
- 電話等禁止命令

被害者の親族等への

- 接近禁止命令

- 退去等命令

保護命令の要件

接近禁止命令

配偶者からの
身体に対する暴力
or
生命/身体に対する脅迫
or
自由/名誉/財産に対する脅迫

を受けた者が

更なる
身体に対する暴力
or
生命/身体に対する脅迫
or
自由/名誉/財産に対する脅迫

により

生命/心身に対する
重大な危害*を
受けるおそれ
が大きいとき

退去等命令

配偶者からの
身体に対する暴力
or
生命/身体に対する脅迫

を受けた者が

更なる
身体に対する暴力を
受けること

により

生命/心身に対する
重大な危害*を
受けるおそれ
が大きいとき

※「重大な危害」とは、少なくとも通院加療を要する程度の危害のことです。 ※上記のほか、命令ごとに異なる要件があります。

保護命令の申立て手続き

暴力や脅迫より危害を受けるおそれがある事情、配偶者暴力相談支援センターや警察への相談事実などを記載した申立書を作成し、その他必要書類とともに提出します。

